

工事請負契約変更状況(8月分)

令和5年9月4日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
504021	水道建設課	高松～新庄系配水幹線推進(鉄道横断)その1工事	264,000,000	265,809,500	237,595,600	316,527,200	52,527,200	19.9%	(4)(6)	4	R5.8.8	東鉄・中亀特定共同企業体
504048	水道建設課	道明地区土地区画整理事業及び生活環境整備事業地内配水管布設その2工事	60,500,000	61,222,700	55,072,600	64,277,400	3,777,400	6.2%	(7)	5	R5.8.24	(株)高設
505024	下水道整備課	盛南中央第一処理分区第五工区污水管布設その1、その2、その3工事	69,520,000	77,217,800	69,053,600	70,001,800	481,800	0.7%	(9)	1	R5.8.29	(株)メグミ
104123	道路管理課	市道開運橋明治橋2号線下の橋橋梁補修工事	134,640,000	148,898,200	134,582,800	149,815,600	15,175,600	11.3%	(4)(6)	4	R5.8.28	(株)高光建設

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。